

料金表目次

通則.....	33
第1表 YAMADA Air Mobile に関する料金	36
第1 基本使用料	36
1 適用	36
2 料金額	40
第2 パケット通信料	41
1 適用	41
2 料金額	47
第3 削除	48
1 適用	49
2 料金額	51
第5 手続きに関する料金	53
1 適用	53
2 料金額	54
第6 ユニバーサルサービス料	55
1 適用	55
2 料金額	55
第7 電話リレーサービス料	56
1 適用	56
2 料金額	56
第2表 工事費	57
第3表 付随サービスに関する料金	57
1 適用	57
2 料金額	57
附則.....	58
附則.....	58
附則.....	58
附則.....	58

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次の表に規定するとおりとします。

計算方法
この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りではありません。
- (1) 料金月の起算日以外の日に、契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日に、契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日に、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第37条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
 - (7) 料金月の起算日以外の日に、YAMADA Air Mobile利用権等の譲渡があったとき。
- 5 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第37条（基本使用料の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

- 6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(一括請求の取扱い)

- 8 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「YAMADA Air Mobile一括請求」といいます。）します。
- 9 当社は、YAMADA Air Mobile一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
- (1) YAMADA Air Mobile契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。
 - (2) YAMADA Air Mobile契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。
 - (3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- 10 YAMADA Air Mobile一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金額の通知)

- 11 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

(料金等の支払い)

- 12 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 13 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 14 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、

当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

- 15 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が3,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(消費税相当額の加算)

- 16 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 18 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 YAMADA Air Mobileに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第36条（料金及び工事に関する費用）及び第37条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

※「基本使用料の支払方法（義務）」の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用																					
(1) 基本使用料の料金種別の選択等	ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、YAMADA Air Mobile LTE を提供します。																				
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">契約の種類及び種別</th> <th>料金種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2">一般契約</td> <td>LTEプラン（ベーシック）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">定期契約</td> <td>第1種定期契約</td> <td>LTEプラン（にねん）</td> </tr> <tr> <td>第2種定期契約</td> <td>LTEプラン（にねん＋アシスト1600）</td> </tr> <tr> <td>第3種定期契約</td> <td>LTEプラン（にねん＋アシスト2900）</td> </tr> <tr> <td>第4種定期契約</td> <td>LTEプラン（バリューセット）</td> </tr> <tr> <td>第5種定期契約</td> <td>LTEプラン（バリューセット ライト）</td> </tr> <tr> <td>第6種定期契約</td> <td>LTEプラン（にねん得割）</td> </tr> </table>		契約の種類及び種別		料金種別	一般契約		LTEプラン（ベーシック）	定期契約	第1種定期契約	LTEプラン（にねん）	第2種定期契約	LTEプラン（にねん＋アシスト1600）	第3種定期契約	LTEプラン（にねん＋アシスト2900）	第4種定期契約	LTEプラン（バリューセット）	第5種定期契約	LTEプラン（バリューセット ライト）	第6種定期契約	LTEプラン（にねん得割）
	契約の種類及び種別		料金種別																		
	一般契約		LTEプラン（ベーシック）																		
	定期契約	第1種定期契約	LTEプラン（にねん）																		
		第2種定期契約	LTEプラン（にねん＋アシスト1600）																		
		第3種定期契約	LTEプラン（にねん＋アシスト2900）																		
		第4種定期契約	LTEプラン（バリューセット）																		
		第5種定期契約	LTEプラン（バリューセット ライト）																		
		第6種定期契約	LTEプラン（にねん得割）																		
イ YAMADA Air Mobile LTE には契約の種別ごとに、アの表の右欄の基本使用料の料金種別があります。																					
ウ 契約者は、あらかじめアの表の契約の種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。																					
エ 契約者は、本表（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）及び（8）に規定する基本使用料の料金種別について、それぞれの欄に定める料金種別の範囲を超えて、料金種別の変更をする場合、その契約を解除すると同時に新たな料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。																					

(2) ベーシックに係る基本使用料の取扱い	ア ベーシックに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ ベーシックに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（1）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="443 456 1355 604"> <tr> <th data-bbox="443 456 892 506">区 分</th><th data-bbox="900 456 1355 506">基本使用料の適用</th></tr> <tr> <td data-bbox="443 506 892 604">ベーシックに係る契約の解除があったとき。</td><td data-bbox="900 506 1355 604">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr> </table>	区 分	基本使用料の適用	ベーシックに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
ベーシックに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				
(3) にねんに係る基本使用料の取扱い	ア にねんに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ にねんに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（1）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="427 840 1362 1034"> <tr> <th data-bbox="427 840 892 889">区 分</th><th data-bbox="900 840 1362 889">基本使用料の適用</th></tr> <tr> <td data-bbox="427 889 892 1034">にねんに係る契約の解除があったとき。</td><td data-bbox="900 889 1362 1034">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr> </table>	区 分	基本使用料の適用	にねんに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
にねんに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				
(4) にねん＋アシスト1600に係る基本使用料の取扱い	ア にねん＋アシスト1600に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ にねん＋アシスト1600に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（1）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="430 1366 1355 1576"> <tr> <th data-bbox="430 1366 892 1415">区 分</th><th data-bbox="900 1366 1355 1415">基本使用料の適用</th></tr> <tr> <td data-bbox="430 1415 892 1576">にねん＋アシスト1600に係る契約の解除があったとき。</td><td data-bbox="900 1415 1355 1576">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr> </table>	区 分	基本使用料の適用	にねん＋アシスト1600に係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
にねん＋アシスト1600に係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				

(５) にねん＋アシスト２９００に係る基本使用料の取扱い	ア にねん＋アシスト２９００に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ にねん＋アシスト２９００に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="427 551 1355 763"> <tr> <th data-bbox="427 551 890 607">区 分</th><th data-bbox="890 551 1355 607">基本使用料の適用</th></tr> <tr> <td data-bbox="427 607 890 763">にねん＋アシスト２９００に係る契約の解除があったとき。</td><td data-bbox="890 607 1355 763">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr> </table>	区 分	基本使用料の適用	にねん＋アシスト２９００に係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
にねん＋アシスト２９００に係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				
(６) バリューセットに係る基本使用料の取扱い	ア バリューセットに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ バリューセットに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="427 981 1355 1133"> <tr> <th data-bbox="427 981 890 1037">区 分</th><th data-bbox="890 981 1355 1037">基本使用料の適用</th></tr> <tr> <td data-bbox="427 1037 890 1133">バリューセットに係る契約の解除があったとき。</td><td data-bbox="890 1037 1355 1133">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr> </table>	区 分	基本使用料の適用	バリューセットに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
バリューセットに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				
(７) バリューセットライトに係る基本使用料の取扱い	ア バリューセット ライトに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ バリューセット ライトに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="427 1491 1355 1637"> <tr> <th data-bbox="427 1491 890 1547">区 分</th><th data-bbox="890 1491 1355 1547">基本使用料の適用</th></tr> <tr> <td data-bbox="427 1547 890 1637">バリューセット ライトに係る契約の解除があったとき。</td><td data-bbox="890 1547 1355 1637">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr> </table>	区 分	基本使用料の適用	バリューセット ライトに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
バリューセット ライトに係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				

(8) に ねん得割 に係る基 本使用料 の取扱い	ア にねん得割に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。	
	イ にねん得割に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（1）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	にねん得割に係る契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
	ウ にねん得割に係る基本使用料の適用を受ける契約者は、料金表第1表第2（パケット通信料）1（1）の規定に定める課金対象パケットに係る通信が発生しない料金月について、2（料金額）に規定する基本使用料の支払いを要しません。	

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
L T Eプラン（ベーシック）	1, 6 0 0円（税抜）
L T Eプラン（にねん）	4 7 7円（税抜）
L T Eプラン（にねん＋アシスト1 6 0 0）	2, 0 0 0円（税抜）
L T Eプラン（にねん＋アシスト2 9 0 0）	3, 2 3 9円（税抜）
L T Eプラン（バリューセット）	2, 0 0 0円（税抜）
L T Eプラン（バリューセット ライト）	1, 5 2 4円（税抜）
L T Eプラン（にねん得割）	4, 0 7 7円（税抜）

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第38条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用					
(1) パケット通信料の適用	ア 契約者がプライベートIPアドレスの使用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ 端末設備の種類等によっては、ソフトウェアやアプリケーション等の仕様による通信等を自動で行います（以下この欄において「自動通信」といいます。）。自動通信については課金対象パケットとして測定する場合があります。				
(2) LTEプランに係る通信利用の制限	LTEプランに係る料金種別が適用される契約者の通信について、当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとります。				
(2) の2 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。 1 契約者識別番号ごとに月額 <table> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr> <tr> <td>LTEプラン（にねん得割）</td><td>(1) に規定した料金額</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	LTEプラン（にねん得割）	(1) に規定した料金額
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額				
LTEプラン（にねん得割）	(1) に規定した料金額				
(3) 基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用	下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からの(1)の規定によるパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。 1 契約ごとに月額 <table> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>最大パケット通信料金額</th></tr> <tr> <td>LTEプランに係る料金種別</td><td>9,500円 (税抜)</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額	LTEプランに係る料金種別	9,500円 (税抜)
基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額				
LTEプランに係る料金種別	9,500円 (税抜)				

(４) 定額支払いによる パケット通信料（フラット）の適用	ア 契約者がフラットの適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、契約者は（１）及び（３）による料金額に代えて、次に定める料金額の支払いを要します。１契約ごとに月額				
	<table><tr><td>料金額</td></tr><tr><td>3, 219円 (税抜)</td></tr></table>	料金額	3, 219円 (税抜)		
	料金額				
	3, 219円 (税抜)				
	イ アに定める料金額については、料金表通則４（基本使用料の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。				
ウ フラットの適用の開始は、その契約者回線の提供の開始のあった日からとします。ただし、すでに契約されているYAMADA Air Mobile契約についてフラットの適用の申込みが行われた場合は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。					
エ 当社は、フラットの適用を受けているYAMADA Air Mobile契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までフラットを適用します。					
	<table><tr><td>その契約の解除があった場合</td><td>契約の解除があった日</td></tr><tr><td>フラットの廃止の申込みが行われた場合</td><td>廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日</td></tr></table>	その契約の解除があった場合	契約の解除があった日	フラットの廃止の申込みが行われた場合	廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日
その契約の解除があった場合	契約の解除があった日				
フラットの廃止の申込みが行われた場合	廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日				
	オ フラットの適用を受ける契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合には、ウ及びエにかかわらず、契約の解除があったYAMADA Air Mobile契約に係るフラットは、当該解除があった日の属する料金月の末日まで適用することとし、新たに締結したYAMADA Air Mobile契約について、当該料金月内にフラットが申し込まれた場合にあっては、当該フラットは、その翌料金月から適用することとします。				
(４) の 2 ステップグローバルIPの適用	ア 契約者がグローバルIPアドレスの使用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、（１）及び（３）又は（４）による料金額に代えて、次の表に定めるステップグローバルIPの料金を適用します。				
	1 契約ごとに月額				
	<table><tr><td>1 料金月の課金対象パケットの総情報量が2ギガバイトまでの場合</td><td>3, 219円 (税抜)</td></tr></table>	1 料金月の課金対象パケットの総情報量が2ギガバイトまでの場合	3, 219円 (税抜)		
1 料金月の課金対象パケットの総情報量が2ギガバイトまでの場合	3, 219円 (税抜)				

1 料金月の課金対象パケットの総情報量が2ギガバイトを超える場合	2 ギガバイトまでの部分	3, 219円 (税抜)
	2 ギガバイトを超える部分	2 ギガバイトまでごとに 2, 000円 (税抜)

イ アの表に定める料金額については、料金表通則4（基本使用料の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。ただし、アの表に代えて、次の表を適用します。

1 契約ごとに月額

1 料金月の課金対象パケットの総情報量が2ギガバイトまでの場合	3, 219円(税抜)を日割り計算した料金額
1 料金月の課金対象パケットの総情報量が2ギガバイトを超える場合	3, 219円(税抜)を日割り計算した料金額
	2 ギガバイトまでごとに 2, 000円 (税抜円)

ウ ステップグローバルIPの適用の開始は、その申込みのあった日からとします。ただし、すでに契約されているYAMADA Air Mobile 契約についてステップグローバルIPの適用の申込みが行われた場合は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。

エ 当社は、ステップグローバルIPの適用を受けているYAMADA Air Mobile契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までステップグローバルIPを適用します。

その契約の解除があった場合	契約の解除があった日
ステップグローバルIPの廃止の申込みが行われた場合	廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日

オ ステップグローバルIPの適用を受ける契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合には、ウ及びエにかかわらず、契約の解除があったYAMADA Air Mobile 契約に係るステップグローバルIPは、当該解除があった日の属する料金月の末日まで適用することとし、新たに締結したYAMADA Air Mobile 契約について、当該料金月内

	にステップグローバルIPが申し込まれた場合にあっては、当該ステップグローバルIPは、その翌料金月から適用することとします。 カ ステップグローバルIPの適用を受ける契約者は、グローバルIPアドレス及びプライベートIPアドレスを使用することができます。 キ ア及びイの料金額を算定するために使用する情報量は、グローバルIPアドレス及びプライベートIPアドレスを使用して通信を行った情報量とします。 ク LTEプラン（にねん得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者について、ステップグローバルIPは適用されません。
（５）YAMADA Air Mobile LTE に係る無線IPアクセスサービス	ア 契約者は、無線IPアクセスサービス（当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。 ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。
（６）パケット通信料の減免	次のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。 ア 当社のサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限りです。） イ その他、当社が別に定める通信
（７）モバイル&BB割の適用	ア モバイル&BB割とは、１の料金月の全部又は一部の期間においてLTEプラン（にねん）、LTEプラン（にねん+アシスト1600）、LTEプラン（にねん+アシスト2900）、LTEプラン（バリューセット）、LTEプラン（バリューセット ライト）又はLTEプラン（にねん得割）の料金種別（以下「割引適格料金種別」といいます。）が適用される契約者が当該料金月の期間においてYAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に基づき提供するADSL接続サービス（同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させてモバイルセット料金が適用されているものに限りです。以下この欄において同じとします。）又はフレッツ接続サービス（同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させて提供するものに限りです。以下この欄において同じとします。）に係る契約（以下「固定データ通信

契約」といいます。)により基本使用料の支払いを要する場合であって、次の(ア)の表の左欄に掲げる事由に該当するとき、料金の取扱いについて次の表の右欄に定める通りとすることをいいます。ただし、LTEプラン(にねん得割)に係る基本使用料の適用を受ける契約者については、(ア)の表に代えて(イ)の表を適用します。 (ア)(イ)以外に係るもの	
YAMADA Air Mobile 契約約款(固定データ通信編)に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合であって、料金表第1表第2(パケット通信料)1(1)及び(3)若しくは(4)又は(4)の2で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の額(以下この表において「パケット通信料金額」といいます。)が953円(税抜)を超えないとき	パケット通信料金額の支払いを要しません。
YAMADA Air Mobile 契約約款(固定データ通信編)に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合であって、パケット通信料金額が953円(税抜)を超えるとき	パケット通信料金額から953円(税抜)を減額します。
YAMADA Air Mobile 契約約款(固定データ通信編)に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合であって、パケット通信料金額が400円(税抜)を超えないとき	パケット通信料金額の支払いを要しません。
YAMADA Air Mobile 契約約款(固定データ通信編)に定めるフレッツ接続	パケット通信料金額から400円(税抜)を減額します。

	サービスに係る契約について適用する場合であって、パケット通信料金額が400円（税抜）を超えるとき	
	(イ) LTEプラン（にねん得割）に係るもの	
	YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合であって、料金表第1表第1（基本使用料）に基づいて支払うべき料金額が953円（税抜）を超えないとき	基本使用料の支払いを要しません。
	YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合であって、料金表第1表第1（基本使用料）に基づいて支払うべき料金額が953円（税抜）を超えるとき	基本使用料から953円（税抜）を減額します。
	YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合であって、料金表第1表第1（基本使用料）に基づいて支払うべき料金額が400円（税抜）を超えないとき	基本使用料の支払いを要しません。
	YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合であって、料金表第1表第1（基本使用料）に基づいて支払うべき料金額が400円（税抜）を超えるとき	基本使用料から400円（税抜）を減額します。
	イ モバイル&BB割の適用においては、1のYAMADA Air Mobile 契約に対し1の固定データ通信契約を対応させるものとします。 ウ モバイル&BB割を適用するにあたり、1のYAMADA Air Mobile 契約	

	と対応させることができる契約として、ＡＤＳＬ接続サービス及びフレッツ接続サービスの双方の固定データ通信契約がある場合、ＡＤＳＬ接続サービスに係る契約を対応させるものとします。 エ アの表の右欄に掲げる「パケット通信量金額」については、当社が提供する他の電気通信サービス等（当社が別に規約等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限りま）で別に定める場合があります。 オ ＬＴＥプラン（にねん得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者について、料金表第１表第１（基本使用料）１（９）ウの規定に基づき基本使用料の支払いを要しない場合、モバイル＆ＢＢ割は適用されません。
--	---

2 料金額

区 分	料金額
ＬＴＥプランに係る料金種別	1 課金対象パケットごとに０．０４円 （税抜）

第 3 削除

第4 契約解除料

（契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。）

1 適用

契約解除料の適用については、第39条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
（1）定期契約に係る契約解除料の適用	ア 第1種定期契約及び第6種定期契約に係る契約解除料は、2（料金額）2-1に規定する額を適用します。 イ 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種別及び経過期間に応じて、2（料金額）2-2に規定する額を適用します。 ウ 第2種定期契約及び第3種定期契約に関するイに規定する経過期間は、定期契約を締結した日を含む料金月（以下「契約月」といいます。）の翌月から起算して、解除があった日を含む料金月（以下「解除月」といいます。）までの月数とします。契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。 エ 第4種定期契約及び第5種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月から起算して、解除月までの月数とします。 オ エの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第4種定期契約又は第5種定期契約を締結したとき、新たに締結した第4種定期契約又は第5種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。
（2）契約解除料の支払いを要しない場合	契約者は、次の場合には、2（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要しません。 ア 第1種定期契約又は第7種定期契約について、その満了日を含む料金月、その翌料金月又は翌々料金月に、当該契約の解除があったとき。 イ 第20条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定に基づき、第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約及び第6種定期契約から変更された第1種定期契約について、その変更があった日を含む料金月又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。 ウ 満了月に第1種定期契約又は第7種定期契約を解除すると同時に新たに契約を締結したとき。

	エ 第 1 種定期契約を解除すると同時に新たに第 2 種定期契約、第 3 種定期契約、第 4 種定期契約、第 5 種定期契約、第 6 種定期契約又は第 7 種定期契約を締結したとき。 オ 第 7 種定期契約を解除すると同時に新たに第 1 種定期契約、第 2 種定期契約、第 3 種定期契約、第 4 種定期契約、第 5 種定期契約又は第 6 種定期契約を締結したとき。 カ 第 1 種定期契約又は第 7 種定期契約を解除すると同時に新たに当社が定める YAMADA Air Mobile 契約約款（データ通信サービス編）に規定するデータ通信サービス B（P o c k e t W i F i プラン 2（ベーシック）に限ります。）に係る契約を締結したとき。 キ 第 7 種定期契約について、第 2 2 条の 2 の定めにより当該契約の解除があったとき。
--	--

2 料金額

2-1 第1種定期契約及び第6種定期契約

第1種定期契約及び第6種定期契約	9,500円(税込額 9,975円)
------------------	--------------------

2-2 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約

		料金額			
		第2種定期契約	第3種定期契約	第4種定期契約	第5種定期契約
		にねん+アシスト1600	にねん+アシスト2900	バリューセット	バリューセット ライト
経過期間	1ヶ月	36,572円 (税抜)	66,286円 (税抜)	28,572円 (税抜)	17,143円 (税抜)
	2ヶ月	35,429円 (税抜)	63,905円 (税抜)	28,572円 (税抜)	17,143円 (税抜)
	3ヶ月	34,286円 (税抜)	61,524円 (税抜)	27,743円 (税抜)	16,810円 (税抜)
	4ヶ月	33,143円 (税抜)	59,143円 (税抜)	26,915円 (税抜)	16,477円 (税抜)
	5ヶ月	32,000円 (税抜)	56,762円 (税抜)	26,086円 (税抜)	16,143円 (税抜)
	6ヶ月	30,858円 (税抜)	54,381円 (税抜)	25,258円 (税抜)	15,810円 (税抜)
	7ヶ月	29,715円 (税抜)	52,000円 (税抜)	24,429円 (税抜)	15,477円 (税抜)
	8ヶ月	28,572円 (税抜)	49,619円 (税抜)	23,600円 (税抜)	15,143円 (税抜)
	9ヶ月	27,429円 (税抜)	47,239円 (税抜)	22,772円 (税抜)	14,810円 (税抜)
	10ヶ月	26,286円 (税抜)	44,858円 (税抜)	21,943円 (税抜)	14,477円 (税抜)
	11ヶ月	25,143円 (税抜)	42,477円 (税抜)	21,115円 (税抜)	14,143円 (税抜)
	12ヶ月	24,000円 (税抜)	40,096円 (税抜)	20,286円 (税抜)	13,810円 (税抜)

13 ヶ月	22,858円 (税抜)	37,715円 (税抜)	19,458円 (税抜)	13,477円 (税抜)
14 ヶ月	21,715円 (税抜)	35,334円 (税抜)	18,629円 (税抜)	13,143円 (税抜)
15 ヶ月	20,572円 (税抜)	32,953円 (税抜)	17,800円 (税抜)	12,810円 (税抜)
16 ヶ月	19,429円 (税抜)	30,572円 (税抜)	16,972円 (税抜)	12,477円 (税抜)
17 ヶ月	18,286円 (税抜)	28,191円 (税抜)	16,143円 (税抜)	12,143円 (税抜)
18 ヶ月	17,143円 (税抜)	25,810円 (税抜)	15,315円 (税抜)	11,810円 (税抜)
19 ヶ月	16,000円 (税抜)	23,429円 (税抜)	14,486円 (税抜)	11,477円 (税抜)
20 ヶ月	14,858円 (税抜)	21,048円 (税抜)	13,658円 (税抜)	11,143円 (税抜)
21 ヶ月	13,715円 (税抜)	18,667円 (税抜)	12,829円 (税抜)	10,810円 (税抜)
22 ヶ月	12,572円 (税抜)	16,286円 (税抜)	12,000円 (税抜)	10,477円 (税抜)
23 ヶ月	11,429円 (税抜)	13,905円 (税抜)	11,172円 (税抜)	10,143円 (税抜)
24 ヶ月	10,286円 (税抜)	11,524円 (税抜)	10,343円 (税抜)	9,810円 (税抜)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第40条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用											
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。										
	<table><tr><th>料金種別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>契 約 事 務 手 数 料</td><td>YAMADA Air Mobile の契約の申込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>EM c h i p 再発行手数料</td><td>EM c h i p の紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなEM c h i p の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>譲渡手数料</td><td>YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>払 込 処 理 手 数 料</td><td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金</td></tr></table>	料金種別	内 容	契 約 事 務 手 数 料	YAMADA Air Mobile の契約の申込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM c h i p 再発行手数料	EM c h i p の紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなEM c h i p の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡手数料	YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	払 込 処 理 手 数 料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金
	料金種別	内 容									
	契 約 事 務 手 数 料	YAMADA Air Mobile の契約の申込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
	EM c h i p 再発行手数料	EM c h i p の紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなEM c h i p の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
	譲渡手数料	YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
払 込 処 理 手 数 料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金										
(2) 契約事務手数料の適用	契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結したときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払を要しません。										

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3, 5 0 0 円 (税抜)
EM c h i p再発行手数料	1 請求ごとに	3, 5 0 0 円 (税抜)
譲渡手数料	1 契約ごとに	3, 5 0 0 円 (税抜)
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	2 0 0 円 (税抜)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第41条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 (ア) 料金月の末日に契約の解除があったとき (イ) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（9）ウに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。 イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	2円（税抜）

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第41条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
(1) 電話リレーサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 (ア) 料金月の末日に契約の解除があったとき (イ) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（2）の2ウ又は（9）ウに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。 イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。 ウ 2（料金額）に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
電話リレーサービス料	1 円（税抜）

第2表 工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

第3表 付随サービスに関する料金

1 適用

付随サービスに関する料金の適用については、別記3（付随サービスの提供）の規定によります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
請求書発行手数料	1 発行ごとに	230円 (税抜)
請求書再発行手数料	1 発行ごとに	230円 (税抜)
利用明細手数料	1 発行ごとに	200円 (税抜)
利用明細再発行手数料	1 発行ごとに	200円 (税抜)
支払証明書等発行手数料	1 発行ごとに	400円 (税抜)
その他証明書の発行手数料	1 発行ごとに	400円 (税抜)

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年3月15日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)に定めるLTEプラン(ベーシック)及びLTEプラン(にねん)に係る規定は、当社が別に定める日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2012年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2012年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2013年1月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2013年2月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2013年3月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2014年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2014年6月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2014年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、２０１４年８月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

１ この改正規定は、２０１５年３月１日から実施します。

（経過措置）

２ ２０１５年３月１日以降、第６種定期契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限りまゝ。）については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年４月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年５月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年６月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年７月１５日から実施します。

附則

（実施期日）

１ この改正規定は、２０１５年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２ ２０１５年１０月１日以降、YAMADA Air Mobile LTE の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限りまゝ。）については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年１２月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、２０１５年１２月２６日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2016年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2016年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2017年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2017年3月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2017年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2017年11月1日から実施します。

(特例)

2 この改正規定実施の日において、当社が別に指定する移動無線装置を利用している契約者と当社が認めた場合、第3条（用語の定義）の3 EMOBILE通信サービスの右欄の「FDD-LTE方式又はDS-CDMA方式」については、「AXGP方式、TDD-LTE方式、FDD-LTE方式又はDS-CDMA方式」と読み替えて適用します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年2月1日から実施します。

(特例)

2 この改正規定実施の日において、当社が別に指定する移動無線装置を利用している契約者と認めた場合、YAMADA Air Mobile の提供を終了します。

ただし、この日において、契約者がYAMADA Air Mobile 契約を継続する意思があるものと

当社が認めた場合、従前の提供条件により提供します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった YAMADA Air Mobile 等の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2018年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2018年7月5日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2018年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった YAMADA Air Mobile LTE の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2018年10月26日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2019年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2019年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2019年5月20日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2019年5月22日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2020年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年5月20日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

2 契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年6月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和４年６月２３日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和５年６月３０日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和６年３月１５日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和６年７月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和７年１月１６日から実施します。